

令和 7 年度

商工業振興施設管理事業

東城工業団地内排水管更正工事

仕様書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市東城町新福代

工 事 概 要							
工 事 名	東城工業団地内 排水管更生工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市東城町新福代						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単位	摘 要
				当初	変更		
	管渠更正工	管渠内面被覆工	HP φ 250mm既設管（区間延長）	64.08		m	
		HP φ 250mm	管渠内洗浄工	64.08		m	
			換気設備工	1		式	
		区間	取付管せん孔	1		箇所	
		E4～E3					
		E13～E12	交通誘導員	10		人	
		E17～E16					

特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、東城工業団地内排水管更生工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月 広島県）ただし、「提出」から「提示」となった事項に関して、監督職員からの請求があった場合は、提出しなければならない。
 - ・その他関連規格類

第 2 節 現場代理人の常駐義務の緩和

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- （1）請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満
- （2）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- （3）建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- （4）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- （5）前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- （6）その他、特に発注者が認めた期間

第 3 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、前節（1）に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務をすることができる。
 - （1）兼務する工事が公共工事であること
 - （2）兼務する工事件数が本件工事を含め3件（災害復旧工事に係る件数を除く。）以内であること
 - （3）監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、請負金額が3,500万円以上8,000万円未満（建築一式工事にあつては、7,000万円以上8,000万円未満）の工事で密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は、近接した場所で施工する公共工事において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について兼務することができる。
 - （1）同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
 - （2）兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
 - （3）監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務できないものとする。
 - (1) 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (2) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - (3) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 2 章 施工条件

第 1 節 安全対策

1 交通誘導員・保安要員

内 容

作業期間、交通誘導員を10人（2人/日）配置すること。

施工に当り、配置計画等を監督職員と協議すること。

交通誘導員を配置した場合、配置写真、伝票及び日報を提出すること。

第 3 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意書等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

管更生工法（自立管） 特 記 仕 様 書

第1章 総 則

1-1 適用範囲

1. 本仕様書は、庄原市が管理する自然流下方式の排水管路施設のうち、内径250mm以下の管きょ（マンホール、ます、取付け管を除く）に適用する。
2. 本仕様書は、管きょの更正工事における排水管を自立管により更正させる工事に適用する。
3. 本仕様書に特に定めのない事項については、「広島県土木工事標準（共通）仕様書」および「管更生の手引き（案）」に基づくものとする。

1-2 適用工法

1. 本仕様書の適用工法は、自立管の反転工法と形成工法である。
2. 受注者は、工法を採用するに当たっては、JIS認定工法であり、財団法人下水道新技術推進機構の建設技術審査証明を得た工法であり、なおかつ、構築方法にかかわらず、「管渠更正工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」において示される「要求性能」に適合し、既設管への追従性を有する工法でなければならない。

第2章 施工の条件

2-1 既設管調査・前処理

1. 受注者は、排水管きょの更正工事に先立ち既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内をTVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は、延長、調査方法、取付管突出し処理、侵入水処理、侵入根処理及びモルタル除去とし、その結果を取りまとめて監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、既設管きょ調査の結果、更正管のシワ発生等が懸念されるなどにより前処理工の必要がある場合には、監督員と協議の上、管きょ更正工事に支障のないよう、切断・除去等により処理しなければならない。

第3章 更正管の仕様

3-1 更正管厚

1. 受注者は、工事の設計条件と次に掲げる各項目の条件に基づき更正管厚の設計を行い、その結果が確認できる資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
 - (1) 更正管きょの評価
既設管きょの耐荷能力を見込まないこととする。

(2) 荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。

(3) 更正管厚の算定式

「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」及び「下水道用強化プラスチック複合管（JSWAS K-2）」によるものとする。

3-2 材料特性

受注者は、使用する更正管材料については、物性値の要求性能として耐荷性能（外圧強さ、曲げ強さ、曲げ弾性係数、引張強度、引張弾性係数、圧縮強度及び弾性係数）、耐ストレインコーロージョン法（ガラス繊維を使用しているもの）、耐薬品性、耐磨耗性、耐劣化性（ガラス繊維を使用していないもの）、水密性及び水理性能に係る公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

第4章 施工計画

4-1 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きよの更正工事の施工に当たっては、工事着手前に調査を行い、次に掲げる事項を明記した施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工工法（※）
- (8) 施工管理計画（※）
- (9) 材料設計および水理性能評価
- (10) 材料品質証明の内容
 - (11) 前処理計画（※）
 - (12) 品質管理計画（※）
 - (13) 安全管理
 - (14) 段階確認に関する事項
 - (15) 緊急時の体制および対応
 - (16) 交通管理
 - (17) 環境対策
 - (18) 現場作業環境の整備
 - (19) イメージアップの実施活動
 - (20) 安全・訓練の活動計画
 - (21) 再資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (22) その他

※：更正工法は、採用工法により施工方法が異なっており、また、ほとんどの工法が現場で完成品（更正管）を構築する。したがって、施工に当たっては、工法毎に定められた施工手順、管

理手順及び管理値があり、また、必要となる前処理の程度も異なることから、施工計画書には、これらの必要事項と管理基準を記載しなければならない。

また、現場条件によっては通常の方法がとれない場合もあり、施工計画書は、個別の現場条件について適切な記載内容とする。

4－2 施工方法

受注者は、管きょ更正工事で採用する工法が更正管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを管厚計算書及び流量計算書に明示するとともに、工法選定理由を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

第5章 品質管理

5－1 品質管理

受注者は、更正後の品質を確保するため、主任技術者又は管理技術者の責任の下で、「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」及び「竣工時の品質管理」について十分徹底をし、その結果が確認できる資料を作成し、監督員に報告しなければならない。

5－2 施工前の品質管理

受注者は、使用する更正材料等の品質を確保するため、工事着手前に、適正な管理下で当概材料等が製造されたことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じて物性試験を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。

5－3 施工時の品質管理

受注者は、次に掲げる構築方法（熱硬化タイプ、光硬化タイプ、熱形成タイプ）別に、それぞれ掲げる項目については、施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。

また、自立管にあつては、損傷、シワ及びはく離等の発生を防ぐこと、ならびに管きょ更正後の耐荷能力、耐久性の確保等を目的とし、施工計画書に示す挿入速度、硬化圧力、拡張、硬化温度、硬化時間等を自動記録し、監督員に提出しなければならない。

（１） 熱硬化タイプ

- ア 材料挿入（反転・引込）速度
- イ 反転時および拡張時の圧力管理
- ウ 硬化時の圧力管理
- エ 硬化温度管理および硬化時間管理
- オ 冷却養生時間管理

（２） 光硬化タイプ

- ア 材料挿入（反転・引込）速度
- イ 反転時および拡張時の圧力管理
- ウ 硬化時の電源管理
- エ 硬化時の圧力管理
- オ 硬化温度管理
- カ 硬化時間管理

キ 冷却養生時間管理

(3) 熱形成タイプ

ア 材料挿入（反転・引込）速度

イ 蒸気加熱時の温度管理

ウ 蒸気加熱時の圧力管理

エ 拡張、冷却時の温度管理

オ 拡張、冷却時の圧力管理

5-4 竣工時の品質管理

1. 受注者は、反転・形成工法で施工した試験片（原則、マンホール管口に突き出した部分から施工2スパン/毎に採取する。）を使用し、公的試験機関やISO/IEC17025認定試験所において試験を行わなければならない。その際、次に掲げる点を確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

(1) 曲げ強度（短期）の試験結果が申告値を上回ること。

(2) 曲げ弾性係数（短期）の試験結果が申告値を上回ること。

(3) 耐薬品性が規格値を満足していること。

2. 耐震性能の確認のため、工法毎に試験を行い、次に掲げる点を確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

(1) 引張強度（短期）の試験結果が申告値を上回ること。

(2) 引張弾性係数（短期）の試験結果が申告値を上回ること。

(3) 圧縮強度（短期）の試験結果が申告値を上回ること。

(4) 圧縮弾性係数（短期）の試験結果が申告値を上回ること。

1、2について、認定工場制度により認定されている工場にて製造された部材を使用する場合、認定工場制度において検査を実施済の項目については、工場検査証明書類を別途提出することにより、当該試験を免除することができる。

第6章 出来形管理

6-1 寸法管理

受注者は、更正管の出来形を把握するため、更正管内径、延長を計測しなければならない。

また、更正管と既設管きよの密着性を確認するため、更正管の内径について、硬化直後と24時間以降で図1に示す同じ位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

6-2 更正管厚み・内径の管理

受注者は、更正管厚および内径の出来形を次に掲げる測定方法により確認しなければならない。

(1) 更正管の測定は、1スパンの上下流マンホールの管口付近で行う。人が入って測定できない場合には、1スパンの上下流マンホールの管口付近で行い、人が入ることができる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも行う。

(2) 更正管の測定箇所は円周上の6箇所とする。標準測定位置は図1に示すとおりとする。

(3) 更正管厚の検査基準については、6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更正管厚以上とする。

なお、流下能力については、既設管きよと同等の水理性能を確保しているものを適

合とする。

- (4) 更正管の内径については、硬化直後と24時間以降の測定値で差がないことを確認する。
- (5) 更正管厚の測定は、更正管の縫い目を避けて行う。

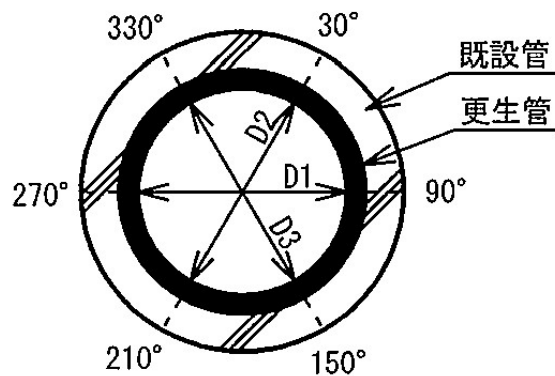


図1 更正管仕上がり内径の測定位置

6-3 内面仕上がり状況の管理

1. 受注者は、更正工完了後管きょ内を洗浄し取付け管せん孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいは自走式テレビカメラにより外観検査を行い、その結果を監督員に報告しなければならない。なお、自走式テレビカメラの場合、取付け管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。
2. 受注者は、更正工後の管きょの設計強度、耐久性、水理性能、設計寸法等を損なうようなシワ、たるみ、はく離、漏水、異常変色等の欠陥や異常個所がないことを確認し、その結果を監督員に報告しなければならない。
3. 受注者は、更正管とマンホールとの本管管口仕上げ部においては、侵入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認し、その結果を監督員に報告しなければならない。
4. 受注者は、取付け管口の穿孔仕上げ状態不良に伴う排水管きょへの障害を発生させていないことを確認しなければならない。

6-4 工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、工事記録写真等検査結果、フィルム及びビデオテープ（DVDを含む。）等の記録を報告書に添付して監督員に提出しなければならない。

第 7 章 提出図書

7－1 提出図書

受注者は、工事竣工時に次に掲げる図書を監督員に提出しなければならない。

- ① 本管用調査記録表
- ② 事前調査集計表
- ③ 成果表
- ④ 材料表（納品伝票）
- ⑤ 施工管理
- ⑥ 温度管理・圧力管理記録表
- ⑦ 溶媒から発生するガス濃度測定記録表
- ⑧ 品質性能試験報告書
- ⑨ 酸素欠乏等の濃度測定記録表
- ⑩ 工事写真等

令和 7 年度

東城工業団地内排水管更生工事

庄原市東城町新福代

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積 算 情 報

工事名	東城工業団地内排水管更生工事		
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	公共 令和06年度
工種区分	下水道工事（ 4 ）	変更回数	
単価適用年月日	令和 7年 6月 1日付 公共	単価地区	53:庄原市(旧東城町)
機損適用年月日	令和 6年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 6年 8月 公共(令和6年11月一部改定)

補 正 情 報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 一般交通影響有り(2)-2 現場管理費 …………… 一般交通影響有り(2)-2
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	冬期補正無 （ 0.00 ％ ）
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	3 5 ％を超え 4 0 ％以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
下水道工事 (4) 02						
管路 (管更生工)	1	式				
管渠更生工	1	式				
管渠内面被覆工 E4 ~ E3	1	式				
管渠内面被覆工 E13 ~ E12	1	式			明 1 号	
管渠内面被覆工 E17 ~ E16	1	式			明 2 号	
安全費	1	式			明 3 号	
交通誘導警備員B	1	式				
		人				
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費 (積上げ)	1	式				
準備費	1	式				
	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本管ＴＶカメラ調査工(内径150～800mm未満) 側視回数0.3回以下	61.38	m			施 25 号	
管きょ内洗浄工	64.08	m			施 26 号	
換気設備(管きょ更生工法)		日			C 7 号	
潜水ポンプ運転工 既設管径250mm		日			施 19 号	
止水プラグ損料	1	供用日				
技術管理費	1	式				
本管ＴＶカメラ調査工(内径150～800mm未満) 側視回数0.3回以下	61.38	m			施 25 号	
管きょ内洗浄工	64.08	m			施 26 号	
換気設備(管きょ更生工法)		日			C 7 号	
潜水ポンプ運転工 既設管径250mm		日			施 19 号	
止水プラグ損料	1	供用日				
共通仮設費(率化)	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費率分	1	式				一般交通影響有り(2)-2
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				一般交通影響有り(2)-2
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要とする
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 1 号 明細書 】 管渠内面被覆工 E4 ~ E3 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
更生材料 t =7.0mm 見積り 管更生工	22.84	m				
仕上	1	式			明 4 号	
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	式			明 5 号	
換気設備(管きょ更生工法)		日			C 6 号	
反転・形成用水替 既設管径250mm		日			C 7 号	
計					C 8 号	

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 2 号 明細書 】 管渠内面被覆工 E13 ~ E12 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
更生材料 t = 7.0mm 見積り 管更生工	24.55	m				
仕上	1	式			明 9 号	
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	式			明 10 号	
換気設備(管きょ更生工法)		日			C 6 号	
反転・形成用水替 既設管径250mm		日			C 7 号	
計					C 8 号	

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 3 号 明細書 】 管渠内面被覆工 E17 ~ E16 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
更生材料 t =7.0mm 見積り 管更生工	16.69	m				
仕上	1	式			明 11 号	
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	式			明 5 号	
換気設備(管きょ更生工法)		日			C 6 号	
反転・形成用水替 既設管径250mm		日			C 7 号	
計					C 8 号	

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 4 号 明細書 】 管更生工1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
反転・引込工 既設管径250mm 更生延長21.94m	21.94	m			施 12 号	
硬化・形成工 既設管径250mm 更生延長21.94m	21.94	m			施 13 号	
計						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 5 号 明細書 】						
仕上						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本管口切断工 既設管径250mm	2	箇所			施 14 号	
本管口仕上工(反転・形成工法) 既設管径250mm	2	箇所			施 15 号	
計						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 6 号 C代価表 】						
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設備設置工(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	回			施 16 号	
仮設備撤去工(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	回			施 17 号	
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm		[B] = 3	設置・撤去区分	設置・撤去		

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 7 号 C代価表 】						
換気設備(管きょ更生工法)					1 日 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
換気設備工(管きょ更生工法)		日			施 18 号	
計						
単位当たり						
[条件] [Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 8 号 C代価表 】						
反転・形成用水替 既設管径250mm						1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
潜水ポンプ運転工 既設管径250mm		日			施 19 号	
止水プラグ φ 250mm 管きょ更生反転形成工法		日				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 9 号 明細書 】 管更生工1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
反転・引込工 既設管径250mm 更生延長23.65m	23.65	m			施 20 号	
硬化・形成工 既設管径250mm 更生延長23.65m	23.65	m			施 21 号	
計						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 10 号 明細書 】							1 式 当り
仕上							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
本管口切断工 既設管径250mm	2	箇所			施 14 号		
本管口仕上工(反転・形成工法) 既設管径250mm	2	箇所			施 15 号		
取付管口せん孔仕上工(分割施工) (反転・形成工法) 本せん孔	1	箇所			施 22 号		
計							

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 11 号 明細書 】 管更生工1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
反転・引込工 既設管径250mm 更生延長15.79m	15.79	m			施 23 号	
硬化・形成工 既設管径250mm 更生延長15.79m	15.79	m			施 24 号	
計						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 12 号 施工単価表 】 反転・引込工 既設管径250mm 更生延長21.94m						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
クレーン装置付トラック運転 ベーストラック4～4.5t積 2.9t吊		日				
反転・引込車運転 4t		日				
発動発電機運転(賃料) デイズール45kVA 排対型:1次基準		日				
諸 雑 費 (率 + 丸 め)						
労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm		[B] = 21.940 m 更生延長				
[C] = 1 作業区分 昼間		[Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準				

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 13 号 施工単価表 】

硬化・形成工 既設管径250mm 更生延長21.94m

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
クレーン装置付トラック運転 ベ-トラック4～4.5t積 2.9t吊		日				
硬化・形成車運転 4t		日				
空気圧縮機運転(賃料) 可搬・スク-エンジン 5m3/min 排対型:1次基準		日				
発動発電機運転(賃料) デ-ィセ-ル45kVA 排対型:1次基準		日				
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%				
労務費の% 計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm		[B] =	21.940 m	更生延長		
[C] = 1 作業区分 昼間		[x1] =	2	空気圧縮機規格区分 排対型:1次基準		
[x2] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 14 号 施工単価表 】

本管口切断工 既設管径250mm

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
クレーン装置付トラック運転 ベ-トラック4～4.5t積 2t吊		日				
諸 雑 費 （ 率 + 丸 め ）		%				
労務費の% 計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm		[B] = 1	作業区分 昼間			

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 15 号 施工単価表 】						
本管口仕上工(反転・形成工法) 既設管径250mm					1	箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本管口仕上工(反転・形成工法)(A) 既設管径250mm	1	箇所			施 27 号	
管口仕上材	1 475	kg				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 250.000 mm 既設管径						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 16 号 施工単価表 】						
仮設備設置工(反転・形成工法) 既設管径250mm					1 回 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm		日			施 28 号	
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 設置・撤去区分 設置		[B] = 3 既設管径 250mm				
[Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 17 号 施工単価表 】						
仮設備撤去工(反転・形成工法) 既設管径250mm						1 回 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm		日			施 28 号	
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 設置・撤去区分 撤去		[B] = 3 既設管径 250mm				
[Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 18 号 施工単価表 】						
換気設備工(管きょ更生工法)						1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
送風機 軸流式・定風量型 50/60m3/min 管きょ更生反転形成工法		日				
発動発電機運転(賃料) デューセル25kVA 排対型:1次基準		日				
諸 雑 費 (率 + 丸 め)						
機械損料、運転経費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件] [Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 19 号 施工単価表 】						
潜水ポンプ運転工 既設管径250mm						1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
特殊作業員		人				
工事用水中モーターポンプ [普通型(潜水ポンプ)] 口径φ50mm 全揚程10m 0.8kW	2	日・台				
発動発電機運転(賃料) ディーゼル 5kVA		日				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 20 号 施工単価表 】 反転・引込工 既設管径250mm 更生延長23.65m						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
クレーン装置付トラック運転 ベ-トラック4～4.5t積 2.9t吊		日				
反転・引込車運転 4 t		日				
発動発電機運転(賃料) デ-イゼ-ル45kVA 排対型:1次基準		日				
諸 雑 費 (率 + 丸 め)						
労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm		[B] = 23.650 m 更生延長				
[C] = 1 作業区分 昼間		[Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準				

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 21 号 施工単価表 】

硬化・形成工 既設管径250mm 更生延長23.65m

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
クレーン装置付トラック運転 ベ-トラック4～4.5t積 2.9t吊		日				
硬化・形成車運転 4t		日				
空気圧縮機運転(賃料) 可搬・スクイ-エンジン 5m3/min 排対型:1次基準		日				
発動発電機運転(賃料) デ-ィ-セ-ル45kVA 排対型:1次基準		日				
諸 雑 費 (率 + 丸 め)						
労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm		[B] =	23.650 m	更生延長		
[C] = 1 作業区分 昼間		[x1] =	2	空気圧縮機規格区分 排対型:1次基準		
[x2] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 22 号 施工単価表 】

取付管口せん孔仕上工(分割施工) (反転・形成工法) 本せん孔

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
本管用ＴＶカメラ車運転 2ｔ		日				
高圧洗浄車運転 4ｔ		日				
せん孔機車運転 2ｔ		日				
普通トラック運転 2t積		日				
諸 雑 費 （ 率 + 丸め ）		%				
労務費の％ 計						
単位当たり						
[条件] [A] = 2 分割施工作業区分 本せん孔		[B] = 1 作業区分 昼間				
[C] = 0.000 1 水数量						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 23 号 施工単価表 】						
反転・引込工 既設管径250mm 更生延長15.79m						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
クレーン装置付トラック運転 ベーストラック4～4.5t積 2.9t吊		日				
反転・引込車運転 4t		日				
発動発電機運転(賃料) デイズール45kVA 排対型:1次基準		日				
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%				
労務費の% 計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm		[B] = 15.790 m	更生延長			
[C] = 1 作業区分 昼間		[Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準				

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 24 号 施工単価表 】

硬化・形成工 既設管径250mm 更生延長15.79m

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
クレーン装置付トラック運転 ベ-トラック4～4.5t積 2.9t吊		日				
硬化・形成車運転 4t		日				
空気圧縮機運転(賃料) 可搬・スク-エンジン 5m3/min 排対型:1次基準		日				
発動発電機運転(賃料) デ-ィ-セ-ル45kVA 排対型:1次基準		日				
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%				
労務費の% 計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm		[B] =	15.790 m 更生延長			
[C] = 1 作業区分 昼間 [x2] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準		[x1] =	2 空気圧縮機規格区分 排対型:1次基準			

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 25 号 施工単価表 】 本管 T V カメラ調査工(内径150～800mm未満) 側視回数0.3回以下						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管路調査技師						
測量技師		人				
管路調査助手						
測量技師補		人				
管路調査作業員						
普通作業員		人				
T V カメラ搭載車(2t)運転工(本管用)						
		日				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 4 側視回数(回/m) 0.3回以下						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 26 号 施工単価表 】 管きょ内洗浄工						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
清掃技師						
一般世話役		人				
清掃作業員						
特殊作業員		人				
高圧洗浄車(4t)運転工						
		日				
給水車運転工(4t使用)						
		日				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 洗浄水計上区分 計上しない						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 27 号 施工単価表 】 本管口仕上工(反転・形成工法)(A) 既設管径250mm						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
普通トラック運転 2t積		日				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 250.000 mm 既設管径						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 28 号 施工単価表 】

仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm

1 日 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
クレーン装置付トラック運転 ベーストラック4～4.5t積 2.9t吊		日				
発動発電機運転(賃料) ディーゼル45kVA 排対型:1次基準		日				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm		[Xc] = 2	発動発電機規格区分 排対型:1次基準			